

香川県報



第 3 号

平成 18 年

1月13日(金曜日)

目次

（印は、県法規集掲載事項） ページ

規 則

●香川県国民健康保険調整交付金条例施行規則の一部を改正する規則

（医務国保課）

一

告 示

○瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請

（環境管理課）

二

○生活保護法の規定による医療扶助施術担当者の指定

（健康福祉総務課）

三

○生活保護法の規定による指定医療機関を休止した旨の届出

（ " " ）

四

○生活保護法の規定による指定介護機関を休止した旨の届出

（ " " ）

五

○身体障害者福祉法の規定による事業者の指定

（障害福祉課）

六

○身体障害者福祉法の規定による事業者の廃止の届出

（ " " ）

七

○知的障害者福祉法の規定による事業者の指定

（ " " ）

八

○知的障害者福祉法の規定による事業者の廃止の届出

（ " " ）

九

○児童福祉法の規定による事業者の指定

（ " " ）

一〇

○児童福祉法の規定による事業者の廃止の届出

（ " " ）

一一

○平成十二年香川県告示第百五十八号（香川県旅館業営業施設の措置の基準等に関する条例に規定する知事が別に定める施設の指定）の一部改正

（生活衛生課）

一二

○道路の供用開始（二件）

（道路保全課）

一三

○道路の区域変更

（ " " ）

一四

公 告

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

（県民参画課）

一五

○平成十七年香川県公告第七百九号（地方税法の規定による特約業者の指定の取消し）の一部訂正

（税務課）

一六

○大規模小売店舗立地法第八条第三項の規定による公告

（経営支援課）

一七

○土地改良事業の適否決定（二件）

（土地改良課）

一八

○土地改良事業の認可

（ " " ）

一九

○土地改良区の役員就退任の届出

（ " " ）

二〇

○土地改良区の解散認可

（ " " ）

二一

○土地改良区の清算人就任の届出

（ " " ）

二二

○県営土地改良事業に係る換地計画の決定（二件）

（ " " ）

二三

○土地改良事業に係る換地計画の適否決定

（ " " ）

二四

○公共測量の実施の通知

（土木監理課）

二五

選挙管理委員会告示

○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出

一五

○政治資金規正法の規定による政治団体の解散等の届出

一六

規 則

香川県国民健康保険調整交付金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年一月十三日

香川県知事 真鍋 武紀

香川県規則第一号

香川県国民健康保険調整交付金条例施行規則の一部を改正する規則

香川県国民健康保険調整交付金条例施行規則（平成十七年香川県規則第九十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号中「第四条第一項第四号イ」を「第四条第一項第三号イ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

●香川県告示第二十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成十八年一月十三日

香川原知事 真 鍋 武 紀

1 申請の概要

- (1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名
坂出市番の別緑町1番地1
コスモ石油株式会社 坂出製油所 所長 松村 秀登
- (2) 事業場の所在地及び名称
坂出市番の別緑町1番地1
コスモ石油株式会社 坂出製油所
- (3) 特定施設に関する事項

種 能	類	石油精製業の用に供する脱硫施設
力		水素化脱硫 12,000 B/D
工	工事着手予定年月日	許可後

期 等	工事完成予定年月日	着手後10月	
	使用開始予定年月日	完成後	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	連続24時間使用		
排出される汚水等の汚染状態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	7.0~8.5	7.0~8.5
	化学的酸素要求量 (mg/l)	405	450
	浮遊物質濃度 (mg/l)	135	150
	窒素含有量 (mg/l)	280	300
	りん含有量 (mg/l)	1	3
排出される汚水等の量 (m ³ /日)	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/l)	22	25
	備 考	汚水は通常排出されないが、機器洗浄（週1回4時間）を行うことにより汚水が排出される。	
排出される汚水等の量 (m ³ /日)		0	9

- (4) 汚水等の処理施設に関する事項
変更なし
 - (5) 排出水の汚染状態及び量
今回特定施設を新規に設置するが、既設の施設を一部廃止するため、排水口における排出水の量及び汚染状態に変更はない。
- 2 縦覧の期間及び場所
- (1) 期間
平成18年1月13日から

平成18年2月3日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課

坂出市環境交通課

●香川県告示第二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成十八年一月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	施術者	施術者の住所	施設の名称	施設の所在地
平成一七、 一一、七	原 崇	善通寺市善通寺町一 五一〇―三	聖心堂接骨院	善通寺市善通寺町一 五一〇―三

●香川県告示第二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を休止した旨の届出があった。

平成十八年一月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

休止年月日	名称	所在地
平成一七、一一、一	東條産婦人科医院	綾歌郡国分寺町国分七一番地一
平成一七、一一、一	長尾耳鼻咽喉科医院	仲多度郡琴平町二八八番地

●香川県告示第二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を休止した旨の届出があった。

平成十八年一月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

休止年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成一七、一一、一	東條産婦人科医院 綾歌郡国分寺町国分七一番地一	東條 泰隆 綾歌郡国分寺町国分七一番地一	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導
平成一七、七、一	介護サービスオレ ンジハウス さぬき市大川町富 田中七二四番地	有限会社和 さぬき市大川町富 田中七二四番地	居宅介護支援事業

●香川県告示第二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関の事業所の名称等の変更について次のとおり届出があった。

平成十八年一月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

変更年月日	事業所（施設）の名称及び所在地		事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
	変更前	変更後		
平成一七、九、一	社会福祉法人 仁尾町社会福祉協議会 三豊郡仁尾町 大字仁尾辛四 二番地三	社会福祉法人 仁尾町社会福祉協議会 三豊郡仁尾町 大字仁尾辛三 四番地三	社会福祉法人仁尾町 社会福祉協議会 三豊郡仁尾町大字仁尾辛三四番地三	訪問介護
平成一七、一〇、一	訪問介護センターはつらつ 観音寺市木之郷町六六一番	訪問介護センターはつらつ 三豊郡山本町 大字神田字時	有限会社和楽 観音寺市木之郷町六六一番地一	訪問介護

地一	地	貞三八三六番	有限会社和楽	居宅介護支援
平成一七、一〇、 一 居宅介護支援 センターはつ らつ	居宅介護支援 センターはつ らつ	観音寺市木之 郷町六六一番 地一	観音寺市木之郷町六 六一番地一	事業

●香川県告示第二十七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の四第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十八年一月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所 番号	事業所の名称及び 所在地	申請者の名称及び 主たる事務所の 所在地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇〇一 一〇一三四一 一八	社会福祉法人三豊 市社会福祉協議会 たかせ 三豊市高瀬町下勝 間二四四九番地一	社会福祉法人三豊 市社会福祉協議会 三豊市山本町財田 西三七五番地	平成十八年 一月一日	身体障害者居宅 介護
三七〇〇〇一 一〇一三五一 一五	社会福祉法人三豊 市社会福祉協議会 たくま 三豊市詫間町詫間 一三二八番地一	社会福祉法人三豊 市社会福祉協議会 三豊市山本町財田 西三七五番地	平成十八年 一月一日	身体障害者居宅 介護
三七〇〇〇一 一〇一三六一	社会福祉法人三豊 市社会福祉協議会	社会福祉法人三豊 市社会福祉協議会	平成十八年 一月一日	身体障害者居宅 介護

●香川県告示第二十八号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の二十の規定により、指定居宅支援事業者から当該指定居宅支援の事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成十八年一月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所 番号	事業所の名称及び 所在地	申請者の名称及び 主たる事務所の 所在地	廃止年月日	サービスの種類
一三	にお 三豊市仁尾町仁尾 辛四二番地三	三豊市山本町財田 西三七五番地		
三七〇〇〇一 一〇一三七一 一一	社会福祉法人三豊 市社会福祉協議会 さいた 三豊市財田町財田 上二一四一番地	社会福祉法人三豊 市社会福祉協議会 三豊市山本町財田 西三七五番地	平成十八年 一月一日	身体障害者居宅 介護
三七〇〇〇一 一〇〇六〇一 一五	社会福祉法人三野 町社会福祉協議会 三豊郡三野町大字 吉津乙二〇三〇番 地一	社会福祉法人三野 町社会福祉協議会 三豊郡三野町大字 吉津乙二〇三〇番 地一	平成十七年 十二月三十 一日	身体障害者居宅 介護
三七〇〇〇一 一〇〇七四一 一六	社会福祉法人山本 町社会福祉協議会 三豊郡山本町大字 財田西三七五番地	社会福祉法人山本 町社会福祉協議会 三豊郡山本町大字 財田西三七五番地	平成十七年 十二月三十 一日	身体障害者居宅 介護
三七〇〇〇一 一〇〇五七一 一一	社会福祉法人牟礼 町社会福祉協議会 木田郡牟礼町大字 大町二一〇九番地 二	社会福祉法人牟礼 町社会福祉協議会 木田郡牟礼町大字 大町二一〇九番地 二	平成十八年 一月九日	身体障害者居宅 介護

三七〇〇〇一 一〇〇二九一 一〇	社会福祉法人国分寺町社会福祉協議会 綾歌郡国分寺町新居一五〇一―一	社会福祉法人国分寺町社会福祉協議会 綾歌郡国分寺町新居一五〇一―一	平成十八年一月九日	身体障害者居宅介護
三七〇〇〇一 一〇〇三〇一 一八	社会福祉法人香川町社会福祉協議会 香川郡香川町大字大野四五〇番地	社会福祉法人香川町社会福祉協議会 香川郡香川町大字大野四五〇番地	平成十八年一月九日	身体障害者居宅介護
三七〇〇〇一 一〇〇五四一 一八	社会福祉法人香南町社会福祉協議会 香川郡香南町大字横井一〇二八番地	社会福祉法人香南町社会福祉協議会 香川郡香南町大字横井一〇二八番地	平成十八年一月九日	身体障害者居宅介護
三七〇〇〇一 一〇〇二二一 一五	社会福祉法人高瀬町社会福祉協議会 三豊郡高瀬町大字下勝間二四四九番地一	社会福祉法人高瀬町社会福祉協議会 三豊郡高瀬町大字下勝間二四四九番地一	平成十七年十二月三十一日	身体障害者居宅介護
三七〇〇〇一 一〇〇四六一 一四	社会福祉法人豊中町社会福祉協議会 三豊郡豊中町大字本山甲一九二番地	社会福祉法人豊中町社会福祉協議会 三豊郡豊中町大字本山甲一九二番地	平成十七年十二月三十一日	身体障害者居宅介護
三七〇〇〇一 一〇〇四二一 一三	社会福祉法人詫間町社会福祉協議会 三豊郡詫間町大字詫間一三二八番地一	社会福祉法人詫間町社会福祉協議会 三豊郡詫間町大字詫間一三二八番地一	平成十七年十二月三十一日	身体障害者居宅介護
三七〇〇〇一 一〇〇五〇一 一六	社会福祉法人仁尾町社会福祉協議会 三豊郡仁尾町大字	社会福祉法人仁尾町社会福祉協議会 三豊郡仁尾町大字	平成十七年十二月三十一日	身体障害者居宅介護

三七〇〇〇一 一〇〇五三一 一〇	仁尾辛四二番地三 社会福祉法人財田町社会福祉協議会 三豊郡財田町財田上二一四一番地	仁尾辛四二番地三 社会福祉法人財田町社会福祉協議会 三豊郡財田町財田上二一四一番地	平成十七年十二月三十一日	身体障害者居宅介護
------------------------	---	---	--------------	-----------

●香川県告示第二十九号
知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。
平成十八年一月十三日

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇〇二 一〇一三四一 一七	社会福祉法人三豊市社会福祉協議会 たかせ 三豊市高瀬町下勝間二四四九番	社会福祉法人三豊市社会福祉協議会 三豊市山本町財田西三七五番地	平成十八年一月一日	知的障害者居宅介護
三七〇〇〇二 一〇一三五一 一四	社会福祉法人三豊市社会福祉協議会 たくま 三豊市詫間町詫間一三二八番地一	社会福祉法人三豊市社会福祉協議会 三豊市山本町財田西三七五番地	平成十八年一月一日	知的障害者居宅介護
三七〇〇〇二 一〇一三六一 一二	社会福祉法人三豊市社会福祉協議会 にお 三豊市仁尾町仁尾辛四二番地三	社会福祉法人三豊市社会福祉協議会 三豊市山本町財田西三七五番地	平成十八年一月一日	知的障害者居宅介護
三七〇〇〇二 一〇一三七一 一〇	社会福祉法人三豊市社会福祉協議会 さいた	社会福祉法人三豊市社会福祉協議会 三豊市山本町財田	平成十八年一月一日	知的障害者居宅介護

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県告示第三十号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の二十の規定により、指定居宅支援事業者から当該指定居宅支援の事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成十七年一月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
三七〇〇〇二 一〇〇三〇一 一七	三豊市財田町財田 上二一四一番地	西三七五番地		
三七〇〇〇二 一〇〇六〇一 一四	社会福祉法人三野 町社会福祉協議会 三豊郡三野町大字 吉津乙二〇三〇番 地一	社会福祉法人三野 町社会福祉協議会 三豊郡三野町大字 吉津乙二〇三〇番 地一	平成十七年 十二月三十 一日	知的障害者居宅 介護
三七〇〇〇二 一〇〇七四一 一五	社会福祉法人山本 町社会福祉協議会 三豊郡山本町大字 財田西三七五番地	社会福祉法人山本 町社会福祉協議会 三豊郡山本町大字 財田西三七五番地	平成十七年 十二月三十 一日	知的障害者居宅 介護
三七〇〇〇二 一〇〇五七一 一〇	社会福祉法人牟礼 町社会福祉協議会 木田郡牟礼町大字 大町二一〇九番地 二	社会福祉法人牟礼 町社会福祉協議会 木田郡牟礼町大字 大町二一〇九番地 二	平成十八年 一月九日	知的障害者居宅 介護
三七〇〇〇二 一〇〇二九一 一九	社会福祉法人国分 寺町社会福祉協議 会 綾歌郡国分寺町新 居一一五〇一一	社会福祉法人国分 寺町社会福祉協議 会 綾歌郡国分寺町新 居一一五〇一一	平成十八年 一月九日	知的障害者居宅 介護
三七〇〇〇二 一〇〇五三二 一九	社会福祉法人香川 町社会福祉協議会 香川郡香川町大字 大野四五〇番地	社会福祉法人香川 町社会福祉協議会 香川郡香川町大字 大野四五〇番地	平成十八年 一月九日	知的障害者居宅 介護
三七〇〇〇二 一〇〇五四一 一七	社会福祉法人香南 町社会福祉協議会 香川郡香南町大字 横井一〇二八番地	社会福祉法人香南 町社会福祉協議会 香川郡香南町大字 横井一〇二八番地	平成十八年 一月九日	知的障害者居宅 介護
三七〇〇〇二 一〇〇二二一 一四	社会福祉法人高瀬 町社会福祉協議会 三豊郡高瀬町大字 下勝間二四四九番 地一	社会福祉法人高瀬 町社会福祉協議会 三豊郡高瀬町大字 下勝間二四四九番 地一	平成十七年 十二月三十 一日	知的障害者居宅 介護
三七〇〇〇二 一〇〇四六一 一三	社会福祉法人豊中 町社会福祉協議会 三豊郡豊中町大字 本山甲一九二番地	社会福祉法人豊中 町社会福祉協議会 三豊郡豊中町大字 本山甲一九二番地	平成十七年 十二月三十 一日	知的障害者居宅 介護
三七〇〇〇二 一〇〇四二一 一二	社会福祉法人詫間 町社会福祉協議会 三豊郡詫間町大字 詫間一三二八番地 一一	社会福祉法人詫間 町社会福祉協議会 三豊郡詫間町大字 詫間一三二八番地 一一	平成十七年 十二月三十 一日	知的障害者居宅 介護
三七〇〇〇二 一〇〇五〇一 一五	社会福祉法人仁尾 町社会福祉協議会 三豊郡仁尾町大字 仁尾辛四二番地三	社会福祉法人仁尾 町社会福祉協議会 三豊郡仁尾町大字 仁尾辛四二番地三	平成十七年 十二月三十 一日	知的障害者居宅 介護
三七〇〇〇二 一〇〇五三二 一九	社会福祉法人財田 町社会福祉協議会 三豊郡財田町財田 上二一四一番地	社会福祉法人財田 町社会福祉協議会 三豊郡財田町財田 上二一四一番地	平成十七年 十二月三十 一日	知的障害者居宅 介護

●香川県告示第三十一号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の十第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十八年一月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇〇三 一〇一三四一 一六	社会福祉法人三豊市社会福祉協議会 たかせ 三豊市高瀬町下勝 間二四四九番地一	社会福祉法人三豊市社会福祉協議会 三豊市山本町財田 西三七五番	平成十八年 一月一日	児童居宅介護
三七〇〇〇三 一〇一三五一 一三	社会福祉法人三豊市社会福祉協議会 たくま 三豊市詫間町詫間 一三二八番地一	社会福祉法人三豊市社会福祉協議会 三豊市山本町財田 西三七五番地一一	平成十八年 一月一日	児童居宅介護
三七〇〇〇三 一〇一三六一 一一	社会福祉法人三豊市社会福祉協議会 にお 三豊市仁尾町仁尾 辛四二番地三	社会福祉法人三豊市社会福祉協議会 三豊市山本町財田 西三七五番地	平成十八年 一月一日	児童居宅介護
三七〇〇〇三 一〇一三七一 一九	社会福祉法人三豊市社会福祉協議会 さいた 三豊市財田町財田 上二一四一番地	社会福祉法人三豊市社会福祉協議会 三豊市山本町財田 西三七五番地	平成十八年 一月一日	児童居宅介護

●香川県告示第三十二号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の二十の規定により、指定居

宅支援事業者から当該指定居宅支援の事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成十八年一月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
三七〇〇〇三 一〇〇六〇一 一三	社会福祉法人三野町社会福祉協議会 三豊郡三野町大字 吉津乙二〇三〇番 地一	社会福祉法人三野町社会福祉協議会 三豊郡三野町大字 吉津乙二〇三〇番 地一	平成十七年 十二月三十 一日	児童居宅介護
三七〇〇〇三 一〇〇七四一 一四	社会福祉法人山本町社会福祉協議会 三豊郡山本町大字 財田西三七五番地	社会福祉法人山本町社会福祉協議会 三豊郡山本町大字 財田西三七五番地	平成十七年 十二月三十 一日	児童居宅介護
三七〇〇〇三 一〇〇五七一 一九	社会福祉法人牟礼町社会福祉協議会 木田郡牟礼町大字 大町二一〇九番地 二	社会福祉法人牟礼町社会福祉協議会 木田郡牟礼町大字 大町二一〇九番地 二	平成十八年 一月九日	児童居宅介護
三七〇〇〇三 一〇〇二九一 一八	社会福祉法人国分寺町社会福祉協議会 綾歌郡国分寺町新 居一一五〇一一	社会福祉法人国分寺町社会福祉協議会 綾歌郡国分寺町新 居一一五〇一一	平成十八年 一月九日	児童居宅介護
三七〇〇〇三 一〇〇三〇一 一六	社会福祉法人香川町社会福祉協議会 香川郡香川町大字 大野四五〇番地	社会福祉法人香川町社会福祉協議会 香川郡香川町大字 大野四五〇番地	平成十八年 一月九日	児童居宅介護
三七〇〇〇三	社会福祉法人香南	社会福祉法人香南	平成十八年	児童居宅介護

表中「綾歌郡国分寺町国分一〇〇九番地」を「高松市国分寺町国分一〇〇九番地」に改め、「その他の施設 大島へき地保育所 木田郡庵治町六〇三四番地」を削る。

●香川県告示第三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。
その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年一月十三日から同年二月三日まで一般の縦覧に供する。
平成十八年一月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路 線 名 炭所東琴平線（百九十号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
仲多度郡満濃町大字吉野字木ノ崎二五六八番一地从ら	一一・五	二七九	平成十三年香川県告示第七百八十七号で変更した区域の一部
仲多度郡満濃町大字吉野字木ノ崎二六六八番二地先まで	一九・五		
仲多度郡満濃町大字吉野字市神二〇九七番地先から	一一・五		
仲多度郡満濃町大字吉野字市神二〇二〇番地先まで	一一・七	六八	
仲多度郡満濃町大字吉野字市神二二二二番五地先から	一一・五		
仲多度郡満濃町大字吉野字市神二二四四番一地从ら	一一・五	一三	

一〇〇五四一 一六	町社会福祉協議会 香川郡香南町大字 横井一〇二八番地	町社会福祉協議会 香川郡香南町大字 横井一〇二八番地	一月九日	児童居宅介護
三七〇〇三 一〇〇二二 一三	社会福祉法人高瀬 町社会福祉協議会 三豊郡高瀬町大字 下勝間二四四九番 地一	社会福祉法人高瀬 町社会福祉協議会 三豊郡高瀬町大字 下勝間二四四九番 地一	平成十七年 十二月三十 一日	児童居宅介護
三七〇〇三 一〇〇四六 一一	社会福祉法人豊中 町社会福祉協議会 三豊郡豊中町大字 本山甲一九二番地	社会福祉法人豊中 町社会福祉協議会 三豊郡豊中町大字 本山甲一九二番地	平成十七年 十二月三十 一日	児童居宅介護
三七〇〇三 一〇〇四二 一一	社会福祉法人詫間 町社会福祉協議会 三豊郡詫間町大字 詫間一三二八番地 一一	社会福祉法人詫間 町社会福祉協議会 三豊郡詫間町大字 詫間一三二八番地 一一	平成十七年 十二月三十 一日	児童居宅介護
三七〇〇三 一〇〇五〇 一四	社会福祉法人仁尾 町社会福祉協議会 三豊郡仁尾町大字 仁尾辛四二番地三	社会福祉法人仁尾 町社会福祉協議会 三豊郡仁尾町大字 仁尾辛四二番地三	平成十七年 十二月三十 一日	児童居宅介護
三七〇〇三 一〇〇五三 一八	社会福祉法人財田 町社会福祉協議会 三豊郡財田町財田 上二一四一番地	社会福祉法人財田 町社会福祉協議会 三豊郡財田町財田 上二一四一番地	平成十七年 十二月三十 一日	児童居宅介護

●香川県告示第三十三号

平成十二年香川県告示第五百五十八号（香川県旅館業営業施設の措置の基準等に関する条例）に規定する知事が別に定める施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成十八年一月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

仲多度郡満濃町大字吉野字市神二〇五〇番 四地先から 仲多度郡満濃町大字吉野字市神二〇五一番 一地先まで	一・五 一・五	三四	
--	------------	----	--

四 供用開始の期日 平成十八年一月十五日

●香川県告示第三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年一月十三日から同年二月三日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年一月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路 線 名 高松綾南線（二百七十六号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
綾歌郡綾南町大字滝宮字滝二二九六番四地 先から	六・〇	一六	平成十六年 香川県告示 第七百四十 号で変更し た区域
綾歌郡綾南町大字滝宮字滝一三六五番二地 先まで	一六・五		

四 供用開始の期日 平成十八年一月十三日

●香川県告示第三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年一月十三日から同年二月三日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年一月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路 線 名 府中琴南線（十七号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更 前後別		延 長 (メートル)	備 考
	前	後		
坂出市府中町字鷺ノ山一七五四番 八地先から	八・八	二一・四	四二二	道路改修工 事に伴う現 道拡幅
綾歌郡綾南町大字陶字丸山一〇九 五番二地先まで	一一・二	三〇・〇	四二二	

●香川県告示第三十七号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十四条第一項の規定により国土交通大臣が指定した基幹的な町道の改築工事を次のとおり完了するので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第七十五号）第七条第二項の規定により告示する。

平成十八年一月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

路線名	工事区間	工事の種類	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	工事の 完了の日
奥山線	小豆郡池田町大字室生字 大池ノ内一四七九番一 地先から 小豆郡池田町大字室生字 大池ノ内一四七九番四地 先まで	改築	一八・五 六五・〇	七四	平成十八年一 月十三日

●香川県告示第三十八号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二條第一項の規定により、次のとお

り公有水面埋立てに関する工事の竣功を認可した。
その関係図書は、内海町建設農林水産課において平成十八年一月十三日から十年間閲覧に供する。

平成十八年一月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 竣功認可年月日

平成十八年一月五日

二 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

香川県

香川県高松市番町四丁目一番一〇号

香川県知事 真鍋 武紀

三 埋立区域

1 位置

香川県小豆郡内海町古江字西通乙三三二番二、乙三三二番二及び字西通乙三三一九番二から字西通甲二〇八番五を経て字中通甲一六三番一に至る間に隣接する無番地地先公有水面

2 区域

④⑥の地点から①の地点までを順次に結んだ線及び④⑥の地点と①の地点を結ぶ平成十一年春分の満潮位(D・L・十一・九三メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

④⑥の地点 三等三角点馬立(北緯三四度二七分一二・九八九秒 東経一三四度一七分四八・三二一秒。)から六七度二三分三七秒 一、五六一・八二メートルの地点

- ④⑦の地点 ④⑥の地点から一一六度五六分一六秒 六・七四メートルの地点
- ④⑧の地点 ④⑦の地点から一二六度五二分四一秒 四・一五メートルの地点
- ④⑨の地点 ④⑧の地点から一三八度四九分四三秒 五・一七メートルの地点
- ④⑩の地点 ④⑨の地点から一四九度二四分五六秒 五・二六メートルの地点
- ④⑪の地点 ④⑩の地点から一五二度一九分〇八秒 七・二八メートルの地点
- ④⑫の地点 ④⑪の地点から一五三度二七分二七秒 三・四〇メートルの地点

- ⑤⑬の地点 ⑤⑫の地点から一五四度〇七分三六秒 四・八九メートルの地点
- ⑤⑭の地点 ⑤⑬の地点から一五四度一六分〇〇秒 四・六八メートルの地点
- ⑤⑮の地点 ⑤⑭の地点から一五五度〇五分〇九秒 五・四七メートルの地点
- ⑤⑯の地点 ⑤⑮の地点から一五四度二二分三三秒 四・四一メートルの地点
- ⑤⑰の地点 ⑤⑯の地点から一五三度三〇分一四秒 五・五八メートルの地点
- ⑤⑱の地点 ⑤⑱の地点から一五二度四一分三〇秒 四・四八メートルの地点
- ⑤⑲の地点 ⑤⑲の地点から一五一度五三分一九秒 五・三五メートルの地点
- ⑤⑳の地点 ⑤⑲の地点から一五一度二九分二〇秒 四・八三メートルの地点
- ⑤㉑の地点 ⑤㉑の地点から一五〇度〇四分〇八秒 四・八四メートルの地点
- ⑤㉒の地点 ⑤㉒の地点から一四八度二九分一八秒 四・二三メートルの地点
- ⑤㉓の地点 ⑤㉓の地点から一四六度三三分四七秒 四・四〇メートルの地点
- ⑤㉔の地点 ⑤㉔の地点から一四五度二三分四三秒 二・二一メートルの地点
- ⑤㉕の地点 ⑤㉕の地点から一四二度二分五三秒 二・六九メートルの地点
- ⑤㉖の地点 ⑤㉖の地点から一二〇度五七分〇七秒 〇・二三メートルの地点
- ⑤㉗の地点 ⑤㉗の地点から三〇八度一七分四七秒 一五・七九メートルの地点

3 面積

四七三・八四平方メートル

四 免許の年月日及び番号

- 1 免許年月日 平成十一年八月十七日
- 2 免許番号 一一港A第一一号

●香川県告示第三十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十八年一月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 施行者の名称

高松市

二 都市計画事業の種類及び名称

高松広域都市計画公園事業 二・二・一六一 天皇北公園

三 事業施行期間

平成十八年一月十三日から平成十九年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 香川県高松市林町字松ノ木地内

●香川県告示第四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十八年一月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 施行者の名称

高松市

二 都市計画事業の種類及び名称

高松広域都市計画公園事業 三・二・一〇八 松縄流石中央公園

三 事業施行期間

平成十八年一月十三日から平成二十年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 香川県高松市松縄町字流石地内

●香川県告示第四十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十八年一月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定番号 西土指道 第六号

二 指定年月日 平成十七年十二月十九日

三 指定道路の位置 観音寺市吉岡町字三野境八四六一三及び八八一

四 指定道路の幅員とその延長 幅員 五・〇〇メートル

延長 四一・六九メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県西讃土木事務所総務課において閲覧に供する。

●香川県告示第四十二号

平成十七年香川県告示第七百八十八号（道路の位置指定の一部廃止）の一部を次のように訂正する。

平成十八年一月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

「指定番号」を「廃止番号」に、「指定年月日」を「廃止年月日」に改める。

公 告

●香川県公告第五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十八年二月十九日まで縦覧に供する。

平成十八年一月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請のあった年月日

平成十七年十二月十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人いのちの応援舎

山本 文字

高松市屋島西町一九一一番地三

三 定款に記載された目的

この法人は、赤ちゃんから高齢者に対して、その人らしさを求めた生き方を支援する事業を行い、その人の生活の質を高める事に寄与することを目的とする。

●香川県公告第六号

平成十七年香川県公告第七百九号（地方税法の規定による特約業者の指定の取消し）の一部を次のように訂正する。

平成十八年一月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

表中「丸亀市土器町九丁目二一四番地」を「丸亀市土器町東九丁目二一四番地」に改める。

●香川県公告第七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年一月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 意見の対象となった届出に係る公告

平成十七年香川県公告第四百九十一号

二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

坂出ショッピングセンター 坂出市入船町二丁目三三〇番一ほか

三 法第八条第一項の規定により坂出市から聴取した意見の概要

意見なし

四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

該当なし

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び坂出市環境経済部商工観光課

2 縦覧期間

平成十八年一月十三日（金曜日）から同年二月十三日（月曜日）まで

●香川県公告第八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、高松市屋島東町土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業長池地区）を行うことについて平成十七年十二月二十六日適当と決定した。

その関係書類を高松市産業部土地改良課において平成十八年一月二十四日から同年二月十三日まで縦覧に供する。

平成十八年一月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる市町が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年十二月十九日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十八年一月二十四日から同年二月十三日まで縦覧に供する。

平成十八年一月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

市町名	土地改良事業名	縦覧場所
綾南町	団体営ため池等整備事業西谷池地区	綾南町経済課
丸亀市	団体営ため池等整備事業池谷池地区	丸亀市綾歌市民総合センター

●香川県公告第十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年十二月十九日認可した。

平成十八年一月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
高松市西植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業末次上池地区
〃	単独県費補助土地改良事業中原南地区
〃	単独市費補助土地改良事業西神内東地区
〃	単独県費補助土地改良事業籠池地区

高松市川島土地改良区	単独県費補助土地改良事業天神地区
高松市古高松土地改良区	単独市費補助土地改良事業中谷地区

●香川県公告第十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、香川町が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業圃の上地区）を行うことについて平成十七年十二月十九日同意した。

平成十八年一月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、三豊郡仁尾町土地改良区から役員（退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成十八年一月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の種類	氏名	住 所	退任年月日
一 退任した役員	曾根 渉	三豊郡仁尾町大字仁尾甲一六七番地一	平成一七、一二、一九
	塩田 峯義	己四五七番地一	
	三宅 孝明	戊六九一番地	
	三井 清	乙四七六番地一	
	浪越誠一郎	丙七六四番地	
	富田 正孝	己一九番地一	
	柴坂 詔弘	乙一五三二番地	
	真鍋 猛至	己一七四番地	
	鴨田 敦美	甲一五三番地	
	真鍋 忠博	丙一七三番地	

役員の種類	氏名	住 所	就任年月日
二 就任した役員	曾根 満	甲六一三番地	
	辻 重藏	丁一三三番地	
	河田 浩次	己一四〇三番地六	
	吉田 康良	丁二〇六番地二	
監事	大西 昭夫	乙三四四番地一	
	真鍋 憲一	丙九〇七番地	
	塩田 隆一	戊八六七番地一	
理事	組橋 啓輔	三豊郡仁尾町大字仁尾甲一六七番地一	平成一七、一二、二〇
	森 定雄	丁三八七番地一	
	田渕 雅教	甲一二五番地一	
	曾根 満	甲六一三番地	
	田中 義則	乙五九番地	
	柴坂 詔弘	乙一五三一番地	
	真鍋 忠博	丙一七三番地	
	曾根 勉	丙五二七番地	
	富田 正孝	己一九番地一	
	松下 正治	大字家の浦二一七番地	
	河田 進	大字仁尾己一四〇一番地二〇	
	河田 忠義	己四八六番地六	
	塩田 隆一	戊八六七番地一	
	北岡 琢巳	丁九二九番地	
	真鍋 忠市	丁五〇三番地一	
監事	大西 昭夫	乙三四四番地一	
	坂田 武久	丙二四二番地一	
	三宅 祥平	戊六八四番地一	

●香川県公告第十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十七条第二項の規定により、丸亀市手島町土地改良区の解散を平成十七年十二月五日認可した。

平成十八年一月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、清算法人丸亀市手島町土地改良区から清算人の就任について次のとおり届出があった。

平成十八年一月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

清算人の種類	氏 名	住 所	就任年月日
清算人	合田 重通	丸亀市手島町一五六八番地一	平成一七、一二、五
〃	高田 正明	〃 一六八七番地	〃
〃	大倉 文夫	〃 七〇三番地三	〃
〃	浪指 登	〃 一三六五番地	〃
〃	藤原 當正	〃 一二七七番地一	〃
〃	尾崎 和敏	〃 一六六三番地	〃
〃	尾崎 忠	〃 七〇三番地の二	〃

●香川県公告第十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営田園空間整備事業志度地区(長浜工区)の換地計画を定めた。

その関係書類をさぬき市土地改良課において平成十八年一月二十日から同年二月九日まで縦覧に供する。

平成十八年一月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営田園空間整備事業志度地区(中尾工区)の換地計画を定めた。

その関係書類をさぬき市土地改良課において平成十八年一月二十日から同年二月九日まで縦覧に供する。

平成十八年一月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、さぬき市の土地改良事業(基盤整備促進事業乙井川北地区)の換地計画について適当とする旨決定した。

その関係書類をさぬき市土地改良課において平成十八年一月二十日から同年二月九日まで縦覧に供する。

平成十八年一月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第十八号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条で準用する同法第十四条第一項の規定により、高松法務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条で準用する同法第十四条第三項に基づき公示する。

平成十八年一月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 作業種類
 - 公共測量(登記所備付地図作成等基準点測量作業)
- 二 作業期間
 - 平成十八年一月十五日から同年三月三十一日まで
- 三 作業地域
 - 高松市 扇町二丁目、瀬戸内町、浜ノ町の各一部地域

選挙管理委員会告示

●香川県選挙管理委員会告示第六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表

する。

平成十八年一月十三日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

一 政党の支部

政治団体の名称 自由民主党香川県電気 通信支部	異動事項 代表者 の氏名	松尾 礼徹 新	森川 清和 旧
-------------------------------	--------------------	------------	------------

二 その他の政治団体

政治団体の名称 明日の小豆島を考える 会	異動事項 代表者 の氏名	長松 稔 新	池田 正雄 旧
綾野忠雄後援会	代表者 の氏名	兔子尾紀夫	兔子尾正四郎
	会計責任者 の氏名	長尾 和信	中尾 博美
黒島あきら後援会	会計責任者 の氏名	中松 和彦	黒島 淳

●香川県選挙管理委員会告示第七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散等の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十八年一月十三日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

一 その他の政治団体

政治団体の名称 綾野忠雄後援会
国土幸久後援会
松岡あきら後援会

平成十八年一月十三日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています